

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第57号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条子育て支援部の款児童家庭課の項第2号中「及び保育課」を「，保育課及び保健所」に改める。

附 則

この規則は，平成27年1月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)